

第2期小林市子どもの未来応援推進計画 (概要版)

基本理念

未来を担うすべての子どもたちが
夢と希望を持って健やかに成長できるまちづくり

1. 計画策定の趣旨

子どもの貧困問題は、教育・就業機会の喪失等により、子どもの将来に影響を与えるとともに、社会保障を受ける側となってしまうこと等による社会的損失も懸念される大きな社会課題となっています。

近年においては、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等による社会生活への影響が生じるとともに、子育て世帯の孤立化やヤングケアラー等の新たな課題も生じており、今後さらに多くの子育て家庭が様々な困難に直面することが予測されています。

本市では、平成30年3月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市町村における子どもの貧困対策計画として、「第1期小林市子どもの未来応援推進計画」を策定しました。

今年度が第1期計画の最終年度にあたることから、国・県の動向や本市の現状・課題等を踏まえ、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする「第2期小林市子どもの未来応援推進計画」を策定します。

2. 計画策定に向けた取組

計画策定にあたり、以下の取組を通じて、幅広い意見を反映させた計画の策定に努めました。

- ◆ 小林市子どもの生活状況調査の実施
- ◆ 関係団体ヒアリング調査の実施
- ◆ 庁内関係課調査の実施
- ◆ 小林市子どもの未来応援推進協議会の開催
- ◆ パブリックコメントの実施

3. 子どもを取り巻く小林市の現状と課題

1. 統計データより

令和2年時点の
0歳～14歳人口
は5,409人

令和2年時点の
ひとり親世帯数
は628世帯

令和3年度の18
歳未満の生活保護
受給者数は41人

令和3年度の児童
扶養手当受給対象
児童数は839人

2. 小林市子どもの生活状況調査結果より

子どもの貧困率
は全体12%、ひ
とり親世帯38%

コロナ禍以降、
約3割の世帯の
収入が減少

全体の4割、貧
困層の6割の世
帯に生活費等の
不足がある

母子世帯の母親
の正規雇用率は
約5割

子どもの生活満足
度は全体・貧困層
ともに10点満点
中8点前後

保護者の生活満足
度は10点満点中
全体6.3点、
貧困層4.8点

塾や習い事の利用
率は全体38%、
貧困層31%

ヤングケアラー
の割合は2.8%

3. 関係団体ヒアリング調査結果より

支援が必要でも支
援につながってい
ないケースがある

家庭環境により、
不登校や引きこも
りとなるケースが
ある

支援が必要な人に
関する情報共有体
制が不十分である

コロナ禍において
支援活動の実施が
制限されている

4. 小林市に求められている取組

- ◆ 「子どもの貧困」に係る周知啓発
- ◆ 「子どもの貧困」や「子ども食堂」等の取組の研修会やセミナー等
- ◆ 支援の担い手の発掘・育成及び体制強化の支援
- ◆ 就学援助等の行政支援のより一層の周知
- ◆ 学習支援の場の確保
- ◆ 子ども食堂等の居場所づくり
- ◆ 所得に応じた各種利用負担額の見直し
- ◆ 相談窓口の周知徹底
- ◆ 重層的支援体制による課題解決の仕組みづくり

5. 計画の基本的な考え方

誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるような地域社会の実現を目指すため、基本理念等について、以下のとおり定めます。

基本理念	未来を担うすべての子どもたちが 夢と希望を持って健やかに成長できるまちづくり
目指す姿	世代を超えた貧困の連鎖をできる限り解消するため、保護者への生活支援、就労支援や子どもへの学習支援等に、地域のつながりや関係機関の連携・協力により取り組み、子どもたちが将来に夢や希望を持てる状態を目指します。
基本方針	地域における子どもの貧困に係る理解促進及び連携の深化を図るとともに、本市の現状を十分に把握し、要支援世帯に対する生活支援等を関係機関等と連携・協力して問題解決に向けて取り組みます。
対策の柱	<ol style="list-style-type: none">1 生活の安定に資するための支援2 保護者への就労の支援3 教育の支援4 経済的支援

6. 具体的方針

対策の柱1 生活の安定に資するための支援

貧困の状況にある世帯の子どもとその保護者が、社会的に孤立することなく生活できるよう、地域での見守りや居場所づくりを推進します。また、親の妊娠・出産期から子育て期にわたり切れ目なく支援することにより、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握し、食事面や衛生面を含めた生活全般について、必要かつ適切な支援へつなぐ取組を推進します。

対策の柱2 保護者への就労の支援

保護者の就労支援にあたっては、収入面のみならず、家族がゆとりを持って接することの出来る時間を確保できるよう、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）に資する支援を行います。また、ハローワークなどの専門機関との連携による支援のほか、相談支援や資格取得支援等による就労支援を推進します。

対策の柱3 教育の支援

全ての子どもが安心して教育を受けられるよう、年齢や発達にあわせた幼児教育・保育や学校教育を提供するとともに、各施設をプラットフォームとした子どもの貧困対策を推進します。また、家庭は、子どもの健全な育ちの基盤であることから、家庭教育等の推進を図り、親育ちや地域全体で家庭を支える取組を推進します。さらに、教育・保育施設や学校は子どもにとって最も身近である場所であることから、子どもの貧困の「気づきの場」として相談体制を整備していくとともに、教育・保育施設や学校だけでは対応が困難な事例も多いことも踏まえ、学校と家庭、関係機関、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携を図りながら、困難な状況にある子どもたちを早期に発見し、必要な支援につながる体制の強化に努めます。

対策の柱4 経済的支援

利用が可能な制度等について、確実に利用できるよう周知啓発や利用支援を行います。また、行政サービス等について、経済的な理由で利用できないといったことが生じないように、所得に応じた利用負担額の見直しを検討します。さらに、経済的な理由で進学の手続きをできるだけ喪失しないよう、各種制度の周知啓発を徹底します。

第2期小林市子どもの未来応援推進計画（概要版）

令和5年3月

小林市役所 こども課

〒886-0007 小林市真方 89 番地 1（保健センター内）

TEL：0984-23-4319

FAX：0984-23-0319